

# 短期入所利用料金表

個室

令和6年8月1日現在

## 基準額

**第4段階** ご本人及び配偶者が住民税課税、または預貯金額が基準額（単身500万・夫婦1,500万）を超える方

介護度	介護サービス費 (2割負担)	食費	居住費	合計 (2割負担)
要支援1	¥469 (¥938) /日	¥1,445 /日	¥1,231 /日	¥3,145 (¥3,614) /日
要支援2	¥579 (¥1,158) /日	¥1,445 /日	¥1,231 /日	¥3,255 (¥3,834) /日
1	¥634 (¥1,268) /日	¥1,445 /日	¥1,231 /日	¥3,310 (¥3,944) /日
2	¥703 (¥1,406) /日	¥1,445 /日	¥1,231 /日	¥3,379 (¥4,082) /日
3	¥776 (¥1,552) /日	¥1,445 /日	¥1,231 /日	¥3,452 (¥4,228) /日
4	¥846 (¥1,692) /日	¥1,445 /日	¥1,231 /日	¥3,522 (¥4,368) /日
5	¥915 (¥1,830) /日	¥1,445 /日	¥1,231 /日	¥3,591 (¥4,506) /日

## 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方

**第3②段階** 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金・非課税年金の合計が年間120万以上の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥469 /日	¥1,300 /日	¥880 /日	¥2,649 /日
要支援2	¥579 /日	¥1,300 /日	¥880 /日	¥2,759 /日
1	¥634 /日	¥1,300 /日	¥880 /日	¥2,814 /日
2	¥703 /日	¥1,300 /日	¥880 /日	¥2,883 /日
3	¥776 /日	¥1,300 /日	¥880 /日	¥2,956 /日
4	¥846 /日	¥1,300 /日	¥880 /日	¥3,026 /日
5	¥915 /日	¥1,300 /日	¥880 /日	¥3,095 /日

**第3①段階** 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金・非課税年金の合計が年間80万以上120万以下の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥469 /日	¥1,000 /日	¥880 /日	¥2,349 /日
要支援2	¥579 /日	¥1,000 /日	¥880 /日	¥2,459 /日
1	¥634 /日	¥1,000 /日	¥880 /日	¥2,514 /日
2	¥703 /日	¥1,000 /日	¥880 /日	¥2,583 /日
3	¥776 /日	¥1,000 /日	¥880 /日	¥2,656 /日
4	¥846 /日	¥1,000 /日	¥880 /日	¥2,726 /日
5	¥915 /日	¥1,000 /日	¥880 /日	¥2,795 /日

**第2段階** 世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金・非課税年金の合計が年間80万以下の方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥469 /日	¥600 /日	¥480 /日	¥1,549 /日
要支援2	¥579 /日	¥600 /日	¥480 /日	¥1,659 /日
1	¥634 /日	¥600 /日	¥480 /日	¥1,714 /日
2	¥703 /日	¥600 /日	¥480 /日	¥1,783 /日
3	¥776 /日	¥600 /日	¥480 /日	¥1,856 /日
4	¥846 /日	¥600 /日	¥480 /日	¥1,926 /日
5	¥915 /日	¥600 /日	¥480 /日	¥1,995 /日

**第1段階** 世帯全員が住民税非課税で高齢福祉年金の受給者、または生活保護を受給している方

介護度	介護サービス費	食費	居住費	合計
要支援1	¥469 /日	¥300 /日	¥380 /日	¥1,149 /日
要支援2	¥579 /日	¥300 /日	¥380 /日	¥1,259 /日
1	¥634 /日	¥300 /日	¥380 /日	¥1,314 /日
2	¥703 /日	¥300 /日	¥380 /日	¥1,383 /日
3	¥776 /日	¥300 /日	¥380 /日	¥1,456 /日
4	¥846 /日	¥300 /日	¥380 /日	¥1,526 /日
5	¥915 /日	¥300 /日	¥380 /日	¥1,595 /日

- 「介護サービス費」には、『サービス提供体制加算Ⅱ～18円』『夜勤職員配置加算～13円』が含まれます。
- 要支援の方には『夜勤職員配置加算』は含まれません。 ■『機能訓練体制加算12円』は10月から算定予定
- 上記の料金以外に送迎加算片道184円（2割負担の方は368円）が別途加算されます。
- 1カ月分の介護サービス費に対して14.0%の額が介護職員処遇改善加算として上乘せされます。（介護職員等処遇改善加算Ⅰ）
- 食費は、朝食365円・昼食598円・夕食482円と1食ごとの単価となります。
- 療養食加算は1日3食を限度とし、1食あたり、8単位が加算されます。

お問い合わせ

〒068-1195 石狩郡新篠津村第45線北12番地  
 TEL 0126-57-2730  
 FAX 0126-57-2732

社会福祉法人 新篠津福祉会  
 特別養護老人ホーム  
**新篠津福祉園**